

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】令和5年8月25日(2023.8.25)

【公開番号】特開2023-26652(P2023-26652A)

【公開日】令和5年2月24日(2023.2.24)

【年通号数】公開公報(特許)2023-036

【出願番号】特願2023-907(P2023-907)

【国際特許分類】

A 24 F 40/46(2020.01)

10

A 24 F 40/51(2020.01)

A 24 F 40/40(2020.01)

A 24 F 40/70(2020.01)

【F I】

A 24 F 40/46

A 24 F 40/51

A 24 F 40/40

A 24 F 40/70

【手続補正書】

20

【提出日】令和5年8月9日(2023.8.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

電気加熱式喫煙システム及び該電気加熱式喫煙システムに受け取られる固体エーロゾル形成基体であって、該固体エーロゾル形成基体は円筒形のプラグの形態であって、加熱時に前記エーロゾル形成基体から放出される揮発性タバコ香味化合物を含有するタバコ含有材料を含み、前記電気加熱式喫煙システムは、

前記基体を加熱してエーロゾルを形成するための少なくとも1つの加熱器であって、前記エーロゾル形成基体と前記少なくとも1つの加熱器とは互いに独立しており、前記少なくとも1つの加熱器は、電気絶縁基体上に1つ又はそれよりも多くの導電トラックを含み、前記加熱器は、前記エーロゾル形成基体を取り囲むか又は部分的に取り囲む外部加熱器であり、前記電気絶縁基体は管状である、前記少なくとも1つの加熱器と、

前記少なくとも1つの加熱器に電力を供給するための電源と、

前記加熱器を絶縁するために前記加熱器の周りに位置決めされた、個別の要素として設けられた熱絶縁材料であって、ユーザによって把持されるように設計されたハウジングが、前記少なくとも1つの加熱器、前記電源及び前記熱絶縁材料を収容する、前記熱絶縁材料と、

を含む、ことを特徴とする、電気加熱式喫煙システム及び固体エーロゾル形成基体。

【請求項2】

前記熱絶縁材料は、前記電気加熱式喫煙システムにおいて到達する高温度で劣化しないことになる材料を含むことを特徴とする、請求項1に記載の電気加熱式喫煙システム及び固体エーロゾル形成基体。

【請求項3】

前記熱絶縁材料は複数の層からなる熱絶縁構造体を形成することを特徴とする、請求項1又は2に記載の電気加熱式喫煙システム及び固体エーロゾル形成基体。

50

**【請求項 4】**

前記熱絶縁材料は円筒形状をなすことを特徴とする、請求項1～3のいずれか一項に記載の電気加熱式喫煙システム及び固体エーロゾル形成基体。

**【請求項 5】**

前記熱絶縁材料は複数の空気腔を含むことを特徴とする、請求項1～4のいずれか一項に記載の電気加熱式喫煙システム及び固体エーロゾル形成基体。

**【請求項 6】**

前記空気腔は規則的なパターンで配置されることを特徴とする、請求項5に記載の電気加熱式喫煙システム及び固体エーロゾル形成基体。

**【請求項 7】**

前記電気絶縁基体はポリイミドで形成されることを特徴とする、請求項1～6のいずれか一項に記載の電気加熱式喫煙システム及び固体エーロゾル形成基体。

**【請求項 8】**

前記導電トラックはステンレス鋼を含むことを特徴とする、請求項1～7のいずれか一項に記載の電気加熱式喫煙システム及び固体エーロゾル形成基体。

**【請求項 9】**

前記1つ又はそれよりも多くの導電トラックは複数の部分を含む、各部分が前記電源に別々に接続可能であることを特徴とする、請求項1～8のいずれか一項に記載の電気加熱式喫煙システム及び固体エーロゾル形成基体。

**【請求項 10】**

前記1つ又はそれよりも多くの導電トラックの異なる部分が、異なる持続時間にわたって加熱されるか、異なる温度で加熱されるか、又は、異なる持続時間にわたって異なる温度で加熱されるように、前記電源から前記少なくとも1つの加熱器への電力の供給を制御するように配置された電子回路を更に含むことを特徴とする、請求項9に記載の電気加熱式喫煙システム及び固体エーロゾル形成基体。

**【請求項 11】**

前記1つ又はそれよりも多くの導電トラックの異なる部分が、異なる回数だけ駆動されるように、前記電源から前記少なくとも1つの加熱器への電力の供給を制御するように配置された電子回路を更に含むことを特徴とする、請求項9又は10に記載の電気加熱式喫煙システム及び固体エーロゾル形成基体。

**【請求項 12】**

作動中に、前記エーロゾル形成基体は前記電気加熱式喫煙システム内に部分的に収容されることを特徴とする、請求項1～11のいずれか一項に記載の電気加熱式喫煙システム及び固体エーロゾル形成基体。

**【請求項 13】**

前記エーロゾル形成基体は個別の物品の一部を形成し、作動中にユーザは該個別の物品を直接に吸煙することを特徴とする、請求項1～12のいずれか一項に記載の電気加熱式喫煙システム及び固体エーロゾル形成基体。

**【請求項 14】**

前記1つ又はそれよりも多くの導電トラックは、管状の前記電気絶縁基体の内側になることを特徴とする、請求項1～13のいずれか一項に記載の電気加熱式喫煙システム及び固体エーロゾル形成基体。

10

20

30

40

50